

各医療機関管理者 様

福岡市保健所長 田中 雅人  
(保健医療局保健所感染症対策課)

### 麻疹（はしか）を念頭に置いた診療について（お願い）

本市保健医療行政につきましては、特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、全国での麻疹（はしか）の感染状況が連日報じられ、他都市においては小学校で学年閉鎖を行っている事例も報告されております。

今後、ゴールデンウィーク期間中の国内外の旅行等により、本市への感染拡大が懸念されているところです。

これまで同様、積極的に検査を行ってまいりますので、引き続き、麻疹を念頭においた診療などにご対応とご協力をいただくとともに、特に、麻疹患者との接触が疑われる患者の受診においては、「発熱」「発しん」「カタル症状」のいずれか1つでも症状がある場合は、保健所にご相談いただき、発熱等の症状がある方を受診する場合は、その他の方と導線を分けていただくようお願いいたします。

#### 記

- 1 発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、麻疹の可能性を念頭に置き、麻疹の罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻疹を意識した診療を行うこと。  
特に、麻疹患者との接触者に対しては、積極的に行政検査を検討すること。
- 2 麻疹を疑った場合には、特定感染症予防指針に基づき、臨床診断をした時点で、感染症法第 12 条に基づき、まず臨床診断例として直ちに福岡市保健所（Tel.791-7081）に連絡の上、届出を行う。
- 3 診断においては、血清 IgM 抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、地方衛生研究所等でのウイルス学的検査（※）の実施のため、保健所の求めに応じて検体（咽頭ぬぐい液、血液、尿）を提出すること。  
（※）血清 IgM 抗体は、他の疾患でも交差的に陽性となることがあることから、必ずウイルス遺伝子検査を実施する必要がある。また、麻疹の疫学調査において、ウイルスのゲノム配列は極めて重要であることから、保健所は、感染症法 15 条に基づき、診断医療機関に対し、検体の提出を求めることがある。
- 4 麻疹の定期予防接種（第 1 期：1 歳児、第 2 期：小学校就学前の 1 年間）の対象で、未接種の方に対して、早めに予防接種を受けるなど接種勧奨を行うこと。

#### 【報告・相談先】

福岡市保健医療局保健所感染症対策課  
TEL 092-791-7081  
FAX 092-406-5075